



3文ス第1804号
令和4年1月21日

公益財団法人福島県体育協会長 様

福島県文化スポーツ局長
(公 印 省 略)

福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策について (通知)

1月19日に開催された「第113回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議」において、下記のとおり標記対策の改定が決定されました。(別紙参照)

つきましては、貴団体におかれましても、改定内容を確認のうえ、引き続き、感染拡大防止対策に努めるとともに、加盟・登録団体等に対し、今回の改定について周知いただくようお願いいたします。

記

<福島県新型コロナウイルス感染症集中対策> (南相馬市)

- (1) 不要不急の外出自粛要請 (1月21日～2月6日)
- (2) 接待を伴う飲食店及び酒類を提供する飲食店を対象とした午後8時から翌日午前5時までの営業時間の短縮の要請 (1月21日午後8時～2月7日午前5時) 外

(事務担当 スポーツ課 主任主査 飯塚 内線5195)



3健第12579号
令和4年1月19日

各 部 局 長
教 育 長
各委員会事務局長 様
議 会 事 務 局 長
県 警 察 本 部 長

保 健 福 祉 部 長
〔 福 島 県 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス
感 染 症 対 策 本 部 事 務 局 長 〕

福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策について（通知）

全国において急激に感染が再拡大している中、県内においても、感染状況を示す複数の指標がレベル2の基準を超えるなど、悪化の一途をたどっています。特に、南相馬市においては、病床の広域調整が必要となるなど、医療提供体制に大きな負荷が掛かる深刻な状況です。

こうした状況を踏まえ、本日開催した「第113回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議」において、標記対策の改定を決定しましたのでお知らせします。

つきましては、今回の決定内容について関係機関等へ周知いただくようお願いいたします。

記

<福島県新型コロナウイルス感染症集中対策> （南相馬市）

- ・ 不要不急の外出自粛要請（1月21日～2月6日）
- ・ 接待を伴う飲食店及び酒類を提供する飲食店を対象とした午後8時から翌日午前5時までの営業時間の短縮の要請（1月21日午後8時～2月7日午前5時） 外

事務担当 総括班感染拡大防止対策チーム
電話（総括班）024-521-7872
e-mail:corona-soukatsu@pref.fukushima.lg.jp